

「幸せの4つの条件」



○健康を実感できる
安全で健やかな
まちづくり

○豊かな人間関係を保つ
心のかようまちづくり

○仕事や活動を通して
生きがいを感じる
まちづくり

○美しいものに感動できる
豊かな感性を育む
まちづくり

幸せの4つの条件



健康を実感できる
「安全で健やかなまちづくり」

健康は人の幸せの基本。市民ひとりひとりが心身ともに充実感を感じられ、環境にやさしい、災害に強い都市を目指します。

健康を実感できる

「安全で健やかなまちづくり」

防災



総合防災訓練風景

熊本市では、過去に幾多の災害を経験してきました。

明治22年の熊本地震、昭和2年の潮害、昭和28年（6.26）の水害、平成3年の台風19号や、雲仙普賢岳の噴火による降灰、又、平成7年1月には未曾有の大災害をもたらした阪神・淡路大震災がありました。

このように、いつ発生するかわからない災害に対して、本市では各防災関係機関と共に災害危険箇所の査察、総合防災訓練等を実施し、連携を保ちながら災害の予防や復旧に対応するようにしています。

一方、各種災害の予測や情報収集を迅速適正化する為に警報テレメー

ター、レーダー雨量計、河川・気象情報端末装置等機器の整備、防災行政無線など防災情報システムの強化及び災害が発生した場合適切な対応が出来るように、食糧、日用品、飲料水等の備蓄、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備を行い、災害応急対策の充実につとめています。

このほか、本市では、市民一人ひとりが防災に関心をもって頂くため、総合防災展の開催、防災パンフレットの配布、自主防災組織の結成推進等、防災思想の啓発・普及をはかり、市民と一体となった「災害に強い安全なまちづくり」を推進しています。

なお、本市では阪神・淡路大震災



改修された麴川

を教訓に、地域防災計画の見直しをはじめとする震災対策事業を、総合的に進めていきます。

河川排水路

市内には白川をはじめ坪井川など33ほどの河川と大小の排水路が流れています。これらの河川での戦後の大きな災害としては、昭和28年白川の大水害、55年には坪井川の氾濫がありました。

このため、白川、加勢川、坪井川、井芹川などで重点的に河川改修が進められています。

坪井川の上流は、洪水を一時貯留するため多目的遊水池事業が進められていますが、この区間は「ふるさとモデル河川」に指定を受け、河川の整備だけでなく自然にやさしい川づくりを目指し、環境にも配慮した改修も進めています。

また藻器堀川や健軍川・麴川・兎谷川・万石川・鶯川などの都市小河川、天明新川や谷尾崎川などの準用河川の改修を進めており、都市型水害の発生を未然に防ぐのに役立っています。

その他、都市化の進展に伴い、局部的に発生する浸水被害を解消するため、山ノ下排水機場を始め上高橋排水機場・河内温泉地区排水機場など各所に排水機場を建設しており、大雨時に威力を発揮しています。

健康を実感できる

「安全で健やかなまちづくり」

消防

自分で守る、みんなで守る
（災害に強い）

人づくり・まちづくり

阪神・淡路大震災でも明らかなように、大規模災害時において、被害を最小限にするためには、日常の災害に対する備え、また、発災直後の初期消火活動や救助・救護活動が非常に重要であることから、本市では「自分で守る、みんなで守る」という防災の基本コンセプトの啓発を市民運動的に展開しながら「災害に強い安全な都市」の実現を目指します。

災害防ぎょ力の充実

大規模災害への対応力の強化を図るため、飲料水としても使用できる耐震性貯水槽や備蓄倉庫の

災害発生時に活躍する
エアテント、支援車、
水槽車（左から）



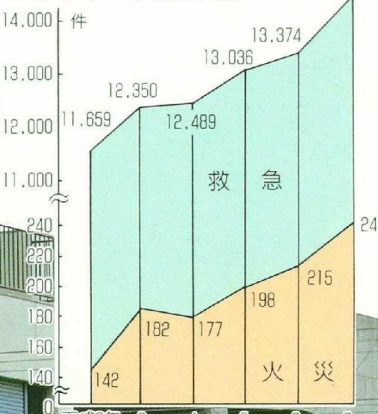
整備を行うとともに、市内全域に約3,500人の団員を有する消防団や「自主防災クラブ」など地域住民との連携も強化しながら、きめ細かな防災体制の整備を進めています。

また、小型動力ポンプ付水槽車、緊急資機材搬送車、災害対応多目的車、高度救助用資機材などの災害対応車両、資機材を整備し、災害防ぎょ力の充実を図っています。

消防近代化

都市化の進展に伴う、災害の多発・多様化に対応して、災害防ぎょ、救急業務には、より高い精度で迅速的確な活動が要求されていることから、「新司令管制システム」の構築を進め、消防体制の強化を図っています。

■火災と救急件数



健康を実感できる

「安全で健やかなまちづくり」

交通安全

交通安全

近年のモータリゼーションの発達
は、交通量の増加、交通手段の多様
化等の問題をもたらし、高齢化社会
の進展とあいまって交通事故はま
すます増加し、大きな社会問題とな
っています。

本市では、市民の皆様が安心して
暮らせる安全で快適な交通社会を
実現するため、高齢者・児童・生徒等
を対象とした映画や講話等によるわ
かりやすい交通安全教育や、交通指
導員による通園・通学路における街
頭指導、広報活動等を実施し、交通
マナーの向上を図っています。

また、見通しの悪い交差点やカー
ブ等の交通危険箇所にはカーブミラー、
足型マーク等の交通安全施設を設置
し、整備・充実に努めるほか、交通
安全全般にわたっての諸施策を積極
的に推進しています。更に、交通事
故被災者に対する救済対策として、
交通災害共済事業、交通遺児援助基
金制度の拡充や交通事故相談所の充
実に努めています。

自転車対策

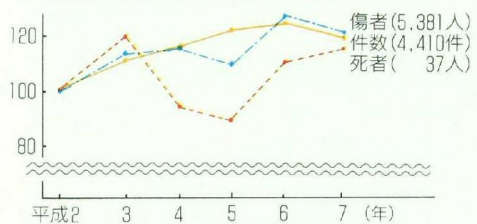
通勤、通学、買物等の手軽な交通
手段として利用されている自転車
が駅周辺や商店街等に大量かつ無秩序
に放置され、都市環境の悪化等の諸
問題を引き起こしています。

このため、「熊本市自転車の安全
利用及び駐車対策等に関する条例」
(平成7年11月1日施行)に基づき、
放置禁止区域の指定や放置自転車の
移動、保管業務を行い、また、市内
中心部や駅周辺等には整理指導員
を配置して、自転車利用者等の駐輪
マナーの指導及び整理業務を行って
います。

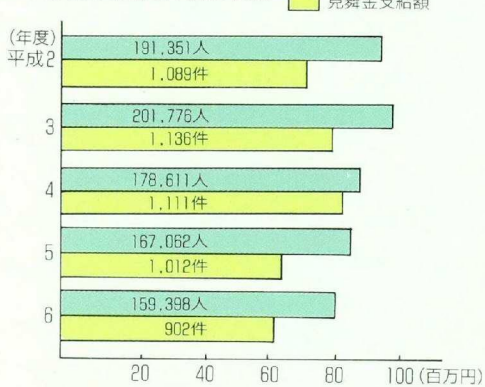
更に、上通りサンデーパーキング、
J R熊本駅駐輪場、熊本市幸島公園
地下自転車駐車場、熊本市武蔵塚駅
前自転車駐車を設けるなど、駐輪
施設の充実に努めています。

今後は、「熊本市自転車利用基本
計画」(平成7年策定)に基づき、総
合的な自転車対策に努めてまいり
ます。

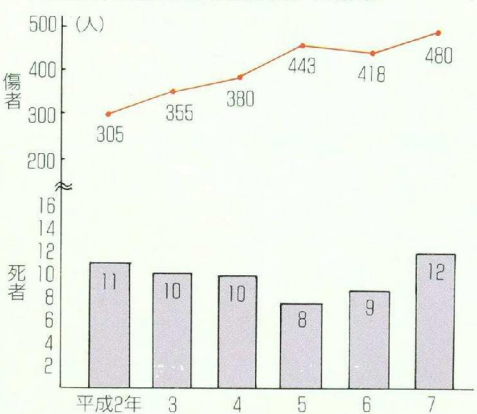
■交通事故発生状況指数(平成2年=100)



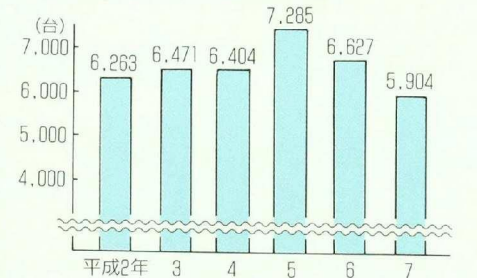
■交通災害共済収支状況



■高齢者(65歳以上)の交通事故年別推移



■自転車放置実態調査年別推移



全国でもユニークなつり下げ式放置自転車保管所



健康を実感できる

「安全で健やかなまちづくり」

健康文化

スポーツ・レクリエーション

近年、余暇時間の増大や健康志向
の高まりといった社会情勢の変化は、
過去の経済優先から、ゆとりある生

活を求める社会へと大きく転換して
おり、日常生活のなかでレクリエー
ション活動を実践したいという市民
要求となって現れています。

これは、生涯を通して誰もが気軽
に楽しめる生涯スポーツを求めるも
のであり、活力ある都市づくりを進
めるうえで極めて重要な役割を果た
しています。

本市では、スポーツを通した「心
豊かな優しいまちづくり」を目指し、
生涯スポーツを市民生活の一部と位
置づけながら、活動への参加や学習
の機会が得られるような総合的施策
の推進に努めています。

スポーツ施設等の整備拡充

本市には、市民のスポーツ・レク
リエーション活動の拠点として、公
園機能を備えた浜線健康パーク、南
部総合スポーツセンターをはじめ、
野球場、競技場、並びに武道場、体
育館など多くのスポーツ施設があり
ます。

なかでも平成7・8年度に、プー

ルを大幅に改修する熊本市総合体育
館・青年会館は本市スポーツ活動の
拠点として多くの方々に利用されて
います。

さらに今後、市民が日常生活の中
で、いつでも気軽に利用できるよう
なスポーツ施設の整備拡充と効果的
利用の促進に努めていきます。

スポーツ活動の振興

市民総参加として定着している市
民体育祭や市民スポーツ・レクリエ
ーションフェアなどの各種行事をな
お層推進するとともに、ミニバレー
ボール大会など地域に根ざしたス
ポーツ・レクリエーション活動の促進
や、誰もが気軽に参加できるような
スポーツの普及啓発など、市民総ス
ポーツ運動の推進に努めていきます。

このほか、平成11年開催の熊本国
体に向けた競技力向上対策事業を中
心とした競技スポーツの振興を図る
とともに、社会体育組織の充実や指
導者の育成・確保にも力を注いでい
ます。

川尻武道館

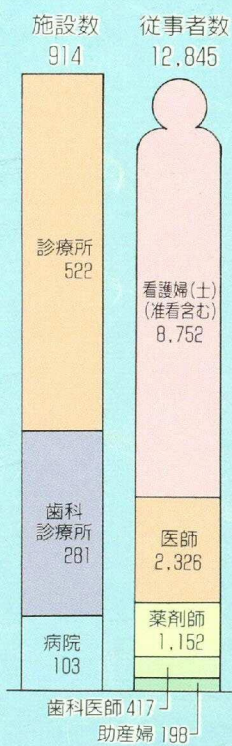


健康を実感できる

「安全で健やかなまちづくり」

保健医療

■医療施設と従事者数 (平成6年末)



保健

今日、本格的な高齢化社会を迎え、長い人生を健やかに楽しく、積極的に生きて行くため、単に、「健康を守る」にとどまらず、一歩進んで積極的に健康を増進する必要があります。疾病の早期発見、早期治療とともに積極的な予防としての健康づくりが求められています。

そこで、健康で生きがいに満ちた市民生活を目指し、昭和54年に「健康都市宣言」を行い、昭和61年には「市民健康の日」を10月1日と定め、10月を健康づくり月間として、健康づくりが市民の自主的な日常活動として、さらには生活文化の一部として定着するように、熊本市民健康フェスティバル及びファミリーウォーク、さらに、地域健康まつりの開催など市民意識の高揚に努めています。

また、生涯を通じた自主的な健康づくりを支援する拠点として、2保健所のほか3保健センターを中心に地域に密着したきめ細かな保健活動を行い平成3年度には肝臓がん検診も始めるなど各種健康診査や健康教育・健康相談などの保健サービスの充実を図っています。

一方、急病患者の迅速かつ適切な初期医療を確保するため、熊本市医

師会地域医療センターに業務を委託し、さらに、熊本赤十字病院に補助を行い人口が急増している東部地区の夜間医療の確保など、24時間救急医療体制の整備拡充を図っています。

熊本市民病院

熊本市立熊本市民病院は、診療科24科、病床数580床（伝染病40床を含む）を有する地域医療の中核病院として、年間の入院患者数約21万人・外来患者数約32万人を数え、住民の健康保持の為、一般医療のほか高度・特殊医療及び、僻地医療を担当しながら自治体病院としての役割を果たしています。

特に、新生児医療については、新生児医療センター74床（内、NICU 20床）を設け、全県下を網羅し、しかも24時間体制で活動しています。救急医療については、熊本中央医療圏の第2次救急医療機関として休日・夜間の病院群輪番制をとっています。

また、伝染病隔離病舎は、県下33市町村をカバーしています。

主な高度医療機器として、ガン治

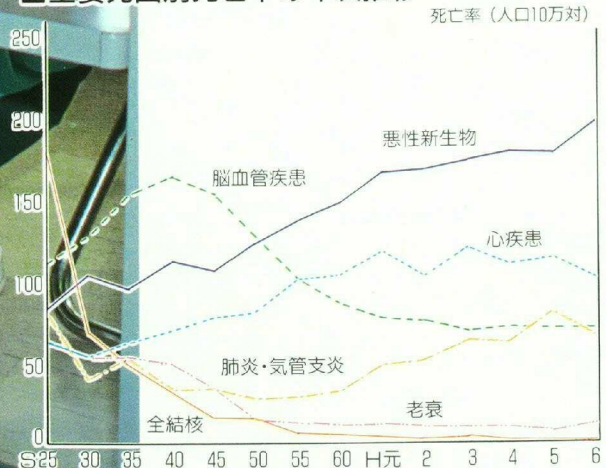
療の推進を図る県下唯一のハイパーサーミア（電磁波温熱療法装置）を始めMRI（核磁気共鳴イメージング装置）、体外衝撃波結石破碎装置を保有しています。

また、平成5年度から熊本市の友好姉妹都市である、ドイツ・ハイデルベルグ市及びアメリカ・サンアントニオ市と医師・看護婦等の相互派遣を行い、職員の資質向上に努力しています。

平成7年度は、ICU（集中治療室6床）とシネアンギオ室（血管造影室）を増設しました。特にICUは、急性の疾患や外傷などで重症になった場合や大手術後に、呼吸管理や循環器管理を含めた高度な全身管理を必要とする患者に、適正な医療を提供するための施設であります。またシネアンギオ室には高度な血管造影装置を設置しました。このように当院の目指している高度・特殊医療を進めて行くうえで是非とも必要な設備を設置し、実力を備えた地方中核病院として、さらに充実を図ってまいります。



■主要死因別死亡率の年次推移



健康を実感できる

「安全で健やかなまちづくり」

良好な環境づくり

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

私たちは、環境保全都市の市民として、次のことを実践します。

1. 私たちは、環境問題に絶えず関心を持ち、生命と自然との関わりについて認識を深め、それを暮らしのあり方に生かしていきます。
2. 私たちは、環境問題に対するそれぞれの責任を自覚し、常日ごろ節水や省資源に心掛け、海・川・湖沼や大気汚染防止に努めます。
3. 私たちは、環境問題に取り組む人の輪を大切に、清掃美化や緑化、リサイクルなど環境を守る活動に進んで参加します。

環境保全都市宣言

本市では、水と緑に輝くふるさとの環境を保全し次の世代へと引き継ぐとともに、地球環境問題に対しても地方から積極的に取り組んでいくことを65万市民の誓いとして、市議会の御同意をいただき、平成7年9月25日、「環境保全都市宣言」を行いました。

環境基本条例と環境総合計画の推進

今日の環境問題は、私たちの日常生活が環境に過度の負担をかけていることに起因しており、この解決のためには、多方面にわたる行政施策

の展開を図るとともに、事業活動のあり方や一人ひとりの生活様式などを大きく見直していかなければなりません。

そのため、昭和63年、全国に先駆け、「熊本市環境基本条例」を制定しました。

この条例は、環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための基本となるものです。

さらに、平成4年度には、21世紀に向けた本市環境行政のマスタープランとなる「熊本市環境総合計画」を策定しました。

資源リサイクルの推進

限りある資源の有効活用と環境保全のためには、もっと再生資源の活用や不用品の再使用を進めていくことが大切です。

本市では、「再生資源集団回収助成制度」により、子供会等の集団回収活動に対して助成金を支給し、再生資源の集団回収を活性化するとともに、市民の皆様へのリサイクル情報制度として「リサイクルインフォメーションくまもと」を設置して、不用品の有効利用を促進しています。

健康を実感できる

「安全で健やかなまちづくり」

緑と水

緑化の推進及び保全

昭和47年市議会の「森の都宣言」を受けて、森の都推進会議が組織され、森の都熊本の再現に市民の総力を結集して取り組んで参りました。

道路や公園、学校などの公共地の緑化を進めるとともに、市民一人ひとりの緑化意識の高揚と、家庭緑化の普及密着を図るために、生垣設置奨励補助や、結婚・誕生・新築の記念樹配布・ツタ苗・花苗の配布、また、工場緑化を促進するために緑化用樹木配布を制度化するなど緑化の推進に努めています。

また、市民に親しみの深い「立田

山」を貴重な緑地として残すために、市一体となって公有化を行い、その中で「立田山憩の森」が開園され、市民の健康増進や憩いの場として大いに利用されています。

さらに、市街地に点在する貴重な緑地を環境保護地区として指定し、その保全に努めています。

地下水保全

健康で豊かな市民生活や都市活動、産業活動を支える地下水は、本市の社会経済の発展に欠かせない資源です。

この地下水は、長い自然の営みと多くの先人たちによって守り伝えら

れてきた財産であり、私たちがまた未来市民に守り伝えていかなければならない貴重な財産です。

このため本市では、市民・事業者の御理解と御協力のもとに次のような事業を展開しています。

「節水型社会の形成」のために
地下水保全への意識の高揚を図るために、マス・メディアの活用による啓発と各種イベントや節水教室を開催し、啓発ビデオの放映、パンフレットやチラシ配布などを行うとともに、工業用水等の合理化を進めるため、水利用に対する指導、調査を推進しています。

「地下水の質、量の保全」のために

地下水に関する調査や地下水位と水質の常時監視、研究体制の確立や汚染の未然防止と回復対策に努めるとともに、かん養林の造成や保全と雨水浸透施設の設置等を進めています。

また、広域的な取り組みとして平成3年に設立された「助熊本地下水基金」において関係市町村と連携し、森林の保全をはじめとする地下水の保全事業を行っています。

熊本市節水キャンペーンマーク・キャッチフレーズ

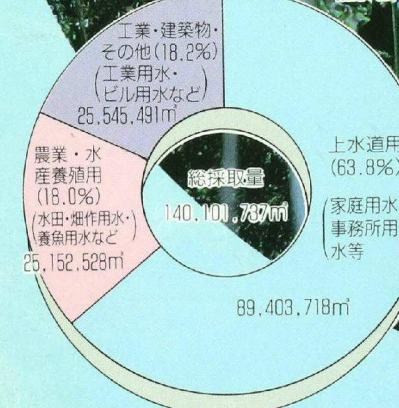
(平成5年度募集)

節水一滴 大きな未来

●立田山憩の森付近略図



■平成6年度 熊本市地下水用途別採取量 (推計値)



湧水 (成道寺)

健康を実感できる

「安全で健やかなまちづくり」

ごみ・し尿処理

市政運営の指針となる基本構想の中で将来の都市像の第一に「水と緑の人間環境都市」が掲げられており、平成7年10月には水と緑に輝くふるさとの環境を保全し、次世代へ引き継ぐとともに地球環境問題に対しても地方から積極的に取り組んでいく

ことを目的に「環境保全都市宣言」を行いました。この宣言を受け、快適な生活環境を確保するうえで、ごみ処理行政の果たす役割は益々重要になってきています。

本市のごみ排出量をみると、平成6年度は約30万3千トンで、対前年

度比でみると家庭ごみの増加は見られなかったものの、事業ごみが9.7%の伸びを示し総量で4.2%の伸びとなっています。

このような状況に対応するため、ごみの減量化・リサイクルとして、有価物の回収を「再生資源集団回収

再生資源集団回収（廃品回収）

熊本市ごみ憲章

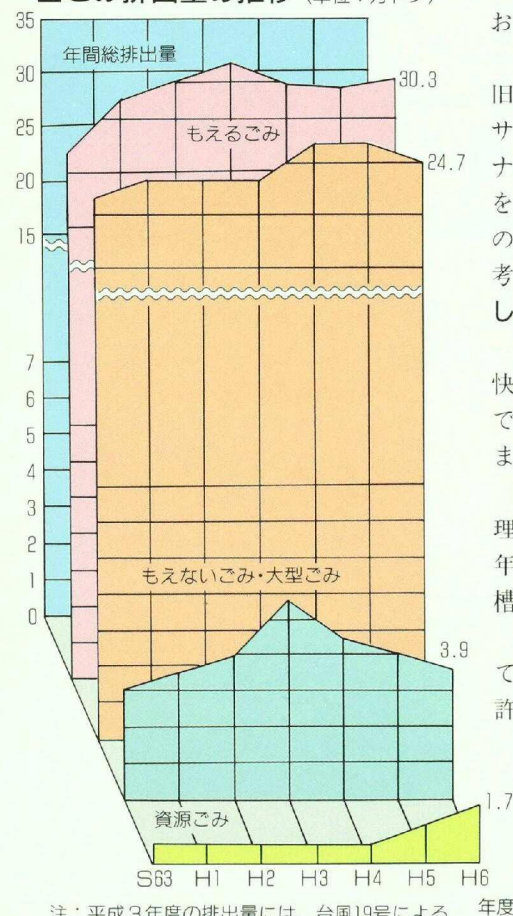
1. ごみを生み出すような無用な消費はやめましょう。
1. ごみを捨てようとする前に、もう一度生かすことを考えましょう。
1. ごみは、他人の迷惑にならないようおもいやりをもって始末しましょう。

助成事業」で推進するとともに、より価格の低い資源ごみについては「資源ごみ再資源化推進事業」により定期的に収集を行い、家庭ごみの12%を再生資源として回収しております。

また、分別の徹底・収集作業の安全確保を目的に導入した「透明ごみ袋によるごみ出し制度」は、現在ではほぼ100%の遵守率を達成し、資源ごみの排出量が対前年比33.5%の増量となるなど資源ごみの分別化が図られております。

また、きれいな街づくり推進事業の一環として、ごみの減量・再資源化及び環境美化に取り組む地域活動の指導者を育成する「減量美化推進

■ごみ排出量の推移（単位：万トン）



員制度」は326町内で選任されており、今後なお一層の拡充に努めてまいります。

さらに、散乱ごみ対策として、市内中心部の幹線道路や熊本城周辺の歩道を含む道路の定期的な清掃、灰皿付ごみ箱の設置、年2回の町内一斉清掃等を実施しています。

その他、地球環境を守る観点から、大型ごみとして排出された冷蔵庫・エアコンから特定フロンの回収を平成7年11月から実施いたしました。

産業廃棄物対策としては、講習会や啓発事業によって法令の周知徹底を図り、指導・監視を行うなかで適正処理の推進に努め、なかでも環境保全対策として平成3年から市民協力による不法投棄監視員を配置し、不法投棄の未然防止や監視に努めております。

その他、循環型社会の実現に向け、旧東部環境工場管理棟を活用し、リサイクルに関する学習・啓発コーナー・体験コーナー・展示コーナーを配置した、ごみ減量・リサイクルの総合啓発施設として整備したいと考えております。

し尿処理

し尿処理事業については、市民の快適な生活環境を保つため、計画的で円滑な収集と適正処理に努めています。

近年の下水道普及に伴い、し尿処理人口は年々減少しており、平成6年度のくみ取り人口が5万人、浄化槽人口が14万9千人となっています。

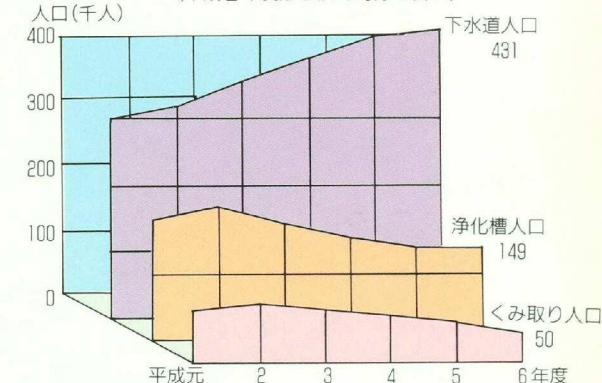
し尿収集はし尿処理計画に基づいて市域を小学校区単位に地区割りし、許可業者7社による計画的で円滑な定期収集を実施しています。くみ取りは月1回以上の収集、浄化槽については月1回以上の保守点検と年1回以上の清掃を行っています。



辛島パークトイレ

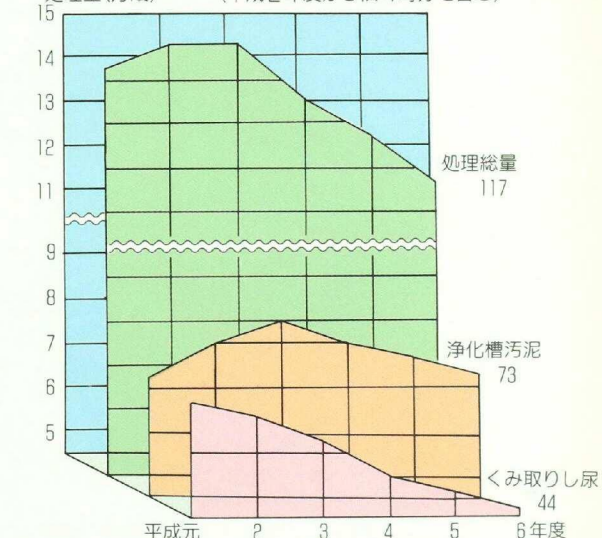
■処理別人口の推移

（平成2年度から旧4町分を含む）



■処理量の推移

（平成2年度から旧4町分を含む）



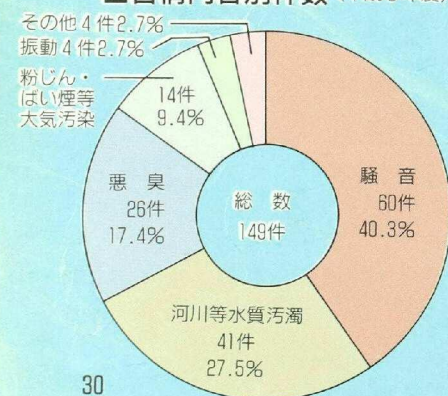
健康を実感できる

「安全で健やかなまちづくり」

公害防止



■苦情内容別件数（平成6年度）



今私たちのまわりでは、地球的規模での環境問題の解決が国際的な課題となるとともに、身近な環境においても自然環境の積極的な保全や快適な環境の創造などが強く求められてきています。

こうしたなか、公害防止対策も従来の枠にとらわれず、広く環境全般

処理区域外の地域については、生活排水対策が重要になります。そこで、井芹川上流域では生活排水対策重点地域に指定されたことに伴い、生活排水対策推進計画を策定し、計画書に基づいた活動を進めています。また、坪井川上流域では生活雑排水対策推進委員制度を設け、この推進

を考えながら施策を展開しています。**公害防止対策の啓発**

公害防止対策を円滑に進めていくためには、工場・事業場はもちろん市民の皆様のご理解とご協力が必要です。そこで、公害防止に関するビデオやパンフレット、または各種イベントなどを通しての啓発活動を積極的に進めています。特に、下水道

委員の皆様を中心に流域住民への啓発活動を通じて生活排水対策の実践を図っています。

公害防止対策の推進

公害防止対策の基本は、その未然防止です。そこで、工場・事業場建設時における事前指導の徹底や公害防止施設資金融資制度の活用などを通じた未然防止対策を進めています。

既存の工場・事業場に対しては公害防止施設の管理や有害物質の使用などに関する管理体制を指導しています。

環境汚染監視体制の強化

市民の皆様健康と密接に結びついている大気や水質などの状況を迅速、的確に把握するため、大気測定局の整備・拡充や水質汚濁、騒音などの公害の監視体制の充実を図り、市民が安全で快適に過ごせる生活環境の保全に努めています。

生活衛生

近年、生活様式の変化、多様化、国際化のなかで、市民がゆとりと潤いに満ちた、真に豊かさを実感できるような、社会の実現が望まれています。

このような状況の中で、市民の日常生活に密接に関係する衣食住の全般にわたって安全で快適な生活を確保するため、食品流通の広域化、輸入食品の増加、ビルの高層化や大型化などに対応して、食品衛生・環境衛生の検査監視体制の充実や営業者指導の徹底、消費者に対する衛生思想の普及啓発につとめています。

一方、環境衛生事業所では、地域団体の活動と連携して、防疫、ねずみ・衛生害虫の駆除及び除草指導等を行い、清潔な環境づくりを進めるとともに環境の美化に努め、健康な市民生活を支える快適な環境づくりの一翼を担っています。

墓地・斎場

本市は、7ヵ所の市営墓地（園）と納骨堂1ヵ所を管理し、永眠された祖先の安住の地として市民に利用されています。

また、斎場は、火葬炉14基と広い待合室を設け、人生の終えんを飾るにふさわしい施設として、明るくクリーンなイメージでの運営につとめています。

幸せの4つの条件



豊かな人間関係を保つ 「心のかようまちづくり」

温かいふれあいのある家庭や地域、いじめのない学校など、人間性を育て、また世界的な視野に立った交流や助け合いのできる都市を目指します。